

大学が独自に設定する科目

教育職員免許法（以下、免許法）の定めにより「大学が独自に設定する科目」は、中学校教諭1種免許状を取得する場合で4単位以上、高等学校教諭1種免許状を取得する場合には12単位以上を修得しなければなりません。ただし、以下の方法で満たすことが可能です。

- ①「教育の基礎的理解に関する科目等」の免許法に定める最低単位数（中27単位、高23単位）を超えて修得した分を、「大学が独自に設定する科目」として充当する。
- ②「教科及び教科の指導法に関する科目」の免許法に定める最低修得単位数（中28単位、高24単位）を超えて修得した分を、「大学が独自に設定する科目」として充当する。
- ③「大学が独自に設定する科目」として指定されている科目（司書教諭科目および司書科目の一部）を修得する。

例）ドイツ語学科の学生が、高等学校1種「ドイツ語」を取得する場合

免許の種類	単位数	教科及び教職に関する科目			合計
		教育の基礎的理解に関する科目等 (P.187)	大学が独自に設定する科目 (P.188)	教科及び教科の指導法に関する科目 (P.189)	
高等学校1種 ドイツ語	法定単位	23	12	24	59
	本学の最低修得単位	28	0	28	56 (4単位不足※)

- ・「教育の基礎的理解に関する科目等」 → 法定単位より5単位多い。
- ・「教科及び教科の指導法に関する科目」 → 法定単位より4単位多い。
- 法定単位より多く修得する **9単位** を「大学が独自に設定する科目」として充当可能。

- ・ 本学が定める教員免許状取得要件の60単位を満たすために、「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」のいずれかから **4単位** を修得することが必要。
- **結果、免許法上必要な「大学が独自に設定する科目」12単位を充足することができる。**

修得単位数

学則別表V-3 大学が独自に設定する科目

認定を受けようとする学部・学科等		免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開設科目				備考
学部	学科		単位数	授業科目	単位数	必修	選択	
全学部	全学科	大学が独自に設定する科目	中4 高12	学校経営と学校図書館	2		2	※1
				学校図書館メディアの構成	2		2	※1
				学習指導と学校図書館	2		2	※1
				読書と豊かな人間性	2		2	※1
				情報メディアの活用	2		2	※1
				生涯学習概論	2		2	※2
				道徳教育の理論と実践	2		2	
				介護ボランティアの理論と実践	2	2		

- ※1 この科目を履修するためには、別途司書教諭課程登録をする必要があります。
 ※2 この科目を履修するためには、別途司書課程登録をする必要があります。

〔備考〕

- (1) 学則別表V-3「大学が独自に設定する科目」に定める単位数には、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び学則別表V-1「教職課程授業科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位を充当することができる。
- (2) 道徳教育の理論と実践は、高等学校教諭1種免許状のみ適用する。
- (3) 介護ボランティアの理論と実践は、中学校教諭1種免許状を取得する場合にのみ必修とする。

○本表は2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。